

# 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、

次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年2月1日～令和9年1月31日

## 2. 計画内容

・雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための

雇用環境の整備

### 【目標1】

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施

(ウ)育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

〈対策〉

- 休業に伴う代替要員確保計画等を検討する。
- 業務を代替する周囲の労働者に手当を支給する。

### 【目標2】

子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施

(イ)三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度

〈対策〉

- 育児・介護休業規定の見直し検討。
- 対象社員への個別周知。